

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年8月10日
【四半期会計期間】	第57期第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）
【会社名】	東洋シャッター株式会社
【英訳名】	TOYO SHUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 敏夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06(4705)2110(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括部長 丸山 明雄
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06(4705)2110(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画統括部長 丸山 明雄
【縦覧に供する場所】	東洋シャッター株式会社東京支店 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号(日本橋Kビル) 東洋シャッター株式会社名古屋支店 名古屋市中川区北江町二丁目12番地 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次	第56期 第1四半期連結 累計期間	第57期 第1四半期連結 累計期間	第56期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高 (千円)	3,227,285	3,613,369	15,509,967
経常損失 ( ) (千円)	241,349	64,077	221,863
四半期(当期)純損失 ( ) (千円)	860,206	70,466	961,464
四半期包括利益又は包括利 益 (千円)	859,745	71,437	959,268
純資産額 (千円)	4,598,754	4,799,450	4,870,902
総資産額 (千円)	14,758,484	14,302,103	14,540,782
1株当たり四半期(当期) 純損失金額 ( ) (円)	166.94	11.09	183.05
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.16	33.56	33.50
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	12,471	105,667	273,019
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	5,000	69,157	75,617
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	33,209	125,031	24,722
現金及び現金同等物の四半 期末(期末)残高 (千円)	611,236	785,519	874,041

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4 第56期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

5 四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結累計期間において、当社グループは、ハーマングループとの業務提携契約に基づき、日本国内において特定のハーマン社製品を製造することを目的とし、ハーマングループとの双方出資による合弁会社「Hormann Japan Co., Ltd. (ハーマン・ジャパン株式会社)」を平成23年5月31日に設立しております。これにより、当社グループの関係会社は関連会社が1社増加しております。

なお、当該関連会社については、開業前であり、四半期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）について

当社グループは、当第1四半期連結累計期間において、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。その内容は以下の通りであります。

当社グループの取引金融機関との金銭消費貸借契約においては、財務制限条項（ ）が付されている契約があります。前連結会計年度において2期連続して経常損失を計上したことにより、財務制限条項のうち、連結損益計算書の経常損益の事項について抵触しました。これにより、契約における期限の利益喪失請求が行われる可能性があります。

しかしながら、財務制限条項に抵触しました事象につきましては、取引金融機関に今後の見通しについて説明及び協議を行い、その結果、期限の利益喪失の権利行使を行わない旨の同意を得ております。

（ ）財務制限条項について

- ・平成18年3月期以降、各連結会計年度の末日及び第2四半期連結会計期間の末日における連結貸借対照表の純資産の部（もしくは資本の部）の金額を平成17年3月末日における連結貸借対照表の資本の部の金額の80%以上に維持すること。なお、「純資産の部（もしくは資本の部）の金額」とは、連結貸借対照表の純資産の部（もしくは資本の部）の金額から優先株式による資本金額を除いた金額とする。
- ・平成18年3月期以降、各連結会計年度における連結損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

以上の文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。また、当社グループは、単一の報告セグメントであり、当事業内容に関して記載しております。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の影響により懸念すべき問題も多いなか、景気の先行きについては不透明なまま推移いたしました。

当シャッター業界におきましても、建設関連投資の抑制に伴う需要の減少や受注競争激化など、いまだ極めて厳しい状況が続いております。

このような状況下、当第1四半期連結累計期間においては、競争激化による販売価格の低迷のなか、売上高は前年同四半期比12.0%増の3,613,369千円となりました。

利益面におきましては、営業損失は31,859千円（前年同四半期比174,804千円減）、経常損失は64,077千円（前年同四半期比177,271千円減）となり、四半期純損失では、70,466千円（前年同四半期比789,739千円減）となりました。

#### (2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて238,679千円減少し14,302,103千円となりました。

流動資産では前連結会計年度末比169,018千円減少の6,226,125千円となり、固定資産では前連結会計年度末比69,660千円減少の8,075,978千円となりました。

流動負債では前連結会計年度末比59,258千円減少の8,774,795千円となり、固定負債では前連結会計年度末比107,968千円減少の727,856千円となりました。

純資産では前連結会計年度末比71,451千円減少の4,799,450千円となりました。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は、前年同四半期に比べ174,283千円増の785,519千円となりました。その主な要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、105,667千円（前年同四半期は12,471千円の使用）となりました。

これは主に売上債権の減少によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、69,157千円（前年同四半期は5,000千円の獲得）となりました。

これは主に固定資産の取得及び関係会社株式の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、前年同四半期比91,822千円増の125,031千円となりました。

これは主に長期借入金の返済によるものです。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

#### (5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の金額は、42,816千円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

#### (6) 重要事象等についての対応策

事業等のリスクに記載しました通り、前連結会計年度において財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関に今後の見通しについて説明及び協議を行い、その結果、期限の利益喪失の権利行使を行わない旨の同意を得ております。また、当社グループとしましても、今後とも収益改善に取り組む所存であり、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと考えております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,748,000
優先株式	3,000,000
計	20,748,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,387,123	6,387,123	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。
第1回優先株式 (当該優先株式は 行使価額修正条項 付新株予約権付社 債券等でありま す。)	2,000,000	2,000,000	非上場	単元株式数は100株であります。 (注)1~4
計	8,387,123	8,387,123	-	-

(注)1 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

- (1) 普通株式の株価の下落により取得価額が下方に修正された場合、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加します。
  - (2) 取得価額の修正の基準及び頻度  
修正の基準：東京証券取引所の終値(30取引日平均)  
修正の頻度：毎年4月1日
  - (3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
取得価額の下限 1,148円  
取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限  
871,080株(平成23年6月23日現在における第1回優先株式の発行済株式総数2,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の13.64%)
  - (4) 当社の決定による本優先株式の全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 2 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。
  - (2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容  
該当事項はありません。

- 3 当社は普通株式のほか、優先株式について定款に定めており、財務体質の強化を図ることを目的とし優先株式を発行しております。第1回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金の計算

優先株式1株当たりの優先配当金の額は、優先株式の発行価額（500円）に、それぞれの営業年度ごとに日本円TIBOR（6ヶ月物）（以下「配当年率」という。）を乗じて算出した額とし、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金10円を超える場合は10円とする。配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

- ・「年率修正日」は平成15年3月27日以降の毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。
- ・「日本円TIBOR（6ヶ月物）」とは、各年率修正日及びその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、全国銀行協会より午前11時における日本円TIBOR（6ヶ月物）として公表される数値の平均値を指すものとする。
- ・日本円TIBOR（6ヶ月物）が公表されていない場合には、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円LIBOR（6ヶ月物）として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円TIBOR（6ヶ月物）に代えて用いるものとする。

優先中間配当金の額

各営業年度における優先配当金の2分の1の額とする。

非累積条項

ある営業年度において優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

参加条項

優先株主に対しては、優先配当金のほか、普通株主に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また中間配当を行うときは、優先株主に対し、優先中間配当金のほか、普通株主に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株1株につき500円を支払う。

優先株主に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 株式の併合または分割

当会社は、株式の併合または分割を行うときは、普通株式及び優先株式のそれぞれについて、同時に同一割合でこれを行う。

(5) 新株予約権等

当会社は、株主に新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、普通株主には普通株式の新株引受権または新株予約権を、優先株主には優先株式の新株引受権または新株予約権をそれぞれ同時に同一割合で与えることによりこれを行う。

(6) 消却

当会社は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(7) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成19年4月1日（日）から平成40年3月31日（金）まで

転換の条件

優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

転換請求期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。）。

(ロ) 転換価額の修正

転換価額は、平成20年4月1日から平成39年4月1日まで、毎年4月1日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。以下それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値が、当初転換価額を下回る場合、当該平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、時価算定期間に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。以下「下限転換価額」といい、下記(ハ)により転換価額と同様に調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ) 転換価額の調整

- a 優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。なお、処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に参入される。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。なお、引用する旧商法の条項は平成15年3月10日時点のものとし、以下も同様とする。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の発行日に、発行される証券（権利）の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。また、以降の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて転換価額調整式における既発行の普通株式数に参入される（下記も同様とする。）。

普通株式に転換することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価格決定日に残存する証券（権利）の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。ただし、株主割当による発行の場合を除く。

- b 上記aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少、株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- c 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。なお、上記45取引日の間に、上記aまたはbで定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

- d 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。
- e 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。  
 上記a. の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）  
 上記a. の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または上記a. で定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）  
 上記a. の場合は、価額決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額（ただし、当該発行価額は旧商法第280条の20第4項または同法第341条の15第4項により算出される。）
- f 転換価額の調整があった場合、以下の算式で算出される調整後当初転換価額を当初転換価額とみなす。

$$\text{調整後当初転換価額} = \text{当初転換価額} \times \frac{\text{調整後転換価額}}{\text{調整前転換価額}}$$

調整後当初転換価額の算出に当たっては、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。株式の併合または分割、株主割当による新株の発行または新株予約権等の付与等が行われた場合には、優先株式の発行価額は取締役会が適当と判断する価額に調整される。

(8) 普通株式への一斉転換（強制転換）

転換請求期間中に転換請求のなかった優先株式については、同期間の末日の翌日をもって、優先株式1株に対し、普通株式1株に転換される。

上記(7) 普通株式への転換 転換の条件（ロ）転換価額の修正 に係る修正後転換価額は、1,148円であります。また、優先株式の転換により発行された株式はありません。

4 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年4月1日～ 平成23年6月30日	-	8,387,123	-	2,024,213	-	186,000

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 2,000,000	-	(注)1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 35,200	-	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,291,800	62,918	同上、(注)2
単元未満株式	普通株式 60,123	-	同上、(注)3
発行済株式総数	8,387,123	-	-
総株主の議決権	-	62,918	-

(注)1 無議決権株式は第1回優先株式であります。詳細については、第3提出会社の状況1株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式の(注)に記載のとおりであります。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株(議決権3個)含まれております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
(自己保有株式) 東洋シャッター株式会社	大阪市中央区南船場二丁目 3番2号	35,200	-	35,200	0.42
計	-	35,200	-	35,200	0.42

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、栄監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	874,041	785,519
受取手形及び売掛金	3,280,796	2,751,758
商品及び製品	262	-
仕掛品	968,334	1,211,340
原材料及び貯蔵品	573,033	645,682
繰延税金資産	69,331	69,331
その他	683,839	810,364
貸倒引当金	54,495	47,870
流動資産合計	6,395,143	6,226,125
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,054,254	3,009,423
土地	4,143,141	4,143,141
その他(純額)	518,396	482,898
有形固定資産合計	7,715,793	7,635,463
無形固定資産	100,466	96,692
投資その他の資産		
投資有価証券	25,409	23,772
関係会社株式	-	40,000
その他	341,103	320,937
貸倒引当金	37,134	40,887
投資その他の資産合計	329,379	343,822
固定資産合計	8,145,638	8,075,978
資産合計	14,540,782	14,302,103

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,593,066	3,424,215
短期借入金	1 4,050,000	1 3,996,428
1年内返済予定の長期借入金	321,714	339,714
リース債務	69,741	64,692
未払金	278,408	318,681
未払法人税等	69,963	16,842
賞与引当金	39,326	9,316
工事損失引当金	113,151	161,805
その他	298,681	443,100
流動負債合計	8,834,054	8,774,795
固定負債		
長期借入金	549,714	460,285
リース債務	148,459	134,540
長期未払金	19,471	16,854
繰延税金負債	79,966	72,344
退職給付引当金	38,213	43,832
固定負債合計	835,825	727,856
負債合計	9,669,879	9,502,652
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,024,213	2,024,213
資本剰余金	186,000	186,000
利益剰余金	2,694,873	2,624,407
自己株式	37,536	37,551
株主資本合計	4,867,550	4,797,070
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,352	2,380
その他の包括利益累計額合計	3,352	2,380
純資産合計	4,870,902	4,799,450
負債純資産合計	14,540,782	14,302,103

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 】  
【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 1 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 千円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)
売上高	3,227,285	3,613,369
売上原価	2,514,287	2,796,683
売上総利益	712,998	816,685
販売費及び一般管理費	919,662	848,544
営業損失 ( )	206,664	31,859
営業外収益		
受取補償金	772	2,048
その他	3,825	5,121
営業外収益合計	4,597	7,169
営業外費用		
支払利息	20,269	22,971
シンジケートローン手数料	8,164	9,825
その他	10,849	6,591
営業外費用合計	39,282	39,388
経常損失 ( )	241,349	64,077
特別利益		
土地売却益	15,680	-
賞与引当金戻入額	53,774	-
その他	6,954	-
特別利益合計	76,408	-
特別損失		
訴訟損失引当金繰入額	680,000	-
特別損失合計	680,000	-
税金等調整前四半期純損失 ( )	844,940	64,077
法人税、住民税及び事業税	15,679	13,345
法人税等調整額	414	6,957
法人税等合計	15,265	6,388
少数株主損益調整前四半期純損失 ( )	860,206	70,466
四半期純損失 ( )	860,206	70,466

【四半期連結包括利益計算書】  
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失( )	860,206	70,466
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	460	971
その他の包括利益合計	460	971
四半期包括利益	859,745	71,437
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	859,745	71,437
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純損失( )	844,940	64,077
減価償却費	94,039	90,524
貸倒引当金の増減額( は減少)	5,548	2,870
退職給付引当金の増減額( は減少)	656	5,618
前払年金費用の増減額( は増加)	14,181	17,123
賞与引当金の増減額( は減少)	122,977	30,010
工事損失引当金の増減額( は減少)	2,246	48,653
訴訟損失引当金の増減額( は減少)	680,000	-
土地売却損益( は益)	15,680	-
受取利息及び受取配当金	317	540
支払利息	20,269	22,971
固定資産除却損	257	169
売上債権の増減額( は増加)	693,696	525,277
たな卸資産の増減額( は増加)	211,536	315,392
仕入債務の増減額( は減少)	22,969	168,850
前受金の増減額( は減少)	52,085	52,116
前払費用の増減額( は増加)	34,804	37,676
その他	288,733	46,592
小計	65,649	189,628
利息及び配当金の受取額	317	540
利息の支払額	20,913	22,538
法人税等の支払額	57,524	61,963
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,471	105,667
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	26,529	32,765
固定資産の売却による収入	20,000	-
関係会社株式の取得による支出	-	40,000
貸付けによる支出	726	900
貸付金の回収による収入	8,587	2,798
その他	3,669	1,709
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,000	69,157
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	100,000	53,571
長期借入金の返済による支出	133,000	71,428
自己株式の取得による支出	87	14
配当金の支払額	122	17
財務活動によるキャッシュ・フロー	33,209	125,031
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	40,680	88,521
現金及び現金同等物の期首残高	651,916	874,041
現金及び現金同等物の四半期末残高	611,236	785,519

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間  
(自平成23年4月1日  
至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

(財務制限条項について)

長期借入金(一年以内返済予定額を含む)及び短期借入金の一部について財務制限条項がおります。当該条項は以下の通りであります。

(1)長期借入金(金銭消費貸借契約による借入残高499,999千円)

- 平成18年3月期以降、各連結会計年度の末日及び第2四半期連結会計期間の末日における連結貸借対照表の純資産の部(もしくは資本の部)の金額を平成17年3月末日における連結貸借対照表の資本の部の金額の80%以上に維持すること。なお、「純資産の部(もしくは資本の部)の金額」とは、連結貸借対照表の純資産の部(もしくは資本の部)の金額から優先株式による資本金額を除いた金額とする。
- 平成18年3月期以降、各連結会計年度における連結損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

(2)短期借入金(金銭消費貸借契約による借入残高1,950,000千円)

- 平成23年3月期以降、各連結会計年度の末日及び第2四半期連結会計期間の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を平成22年9月末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。なお、「純資産の部の金額」とは、連結貸借対照表の純資産の部の金額から優先株式による資本金額を除いた金額とする。
- 平成23年3月期以降、各連結会計年度における連結損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

なお、当社グループは、前連結会計年度において2期連続して経常損失を計上したことにより、財務制限条項のうち、連結損益計算書の経常損益の事項について抵触しました。これにより、契約における期限の利益喪失請求が行われる可能性があります。

しかしながら、財務制限条項に抵触しました事象につきましては、取引金融機関に今後の見通しについて説明及び協議を行い、その結果、期限の利益喪失の権利行使を行わない旨の同意を得ております。



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
1 当座貸越契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。 当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額 2,100,000千円 借入実行残高 2,100,000千円 差引額 - 千円	1 当座貸越契約 提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。 当第1四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額 2,100,000千円 借入実行残高 2,046,428千円 差引額 53,571千円
2 受取手形割引高 831,475千円	2 受取手形割引高 832,863千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1 当社は公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し平成22年6月9日、独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、課徴金納付命令を受け、当該課徴金相当額680,000千円を計上しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 611,236千円 現金及び現金同等物 611,236千円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金 785,519千円 現金及び現金同等物 785,519千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

当社の報告セグメントは単一でありますので、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額( )	166円94銭	11円9銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額( )(千円)	860,206	70,466
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額( )(千円)	860,206	70,466
普通株式の期中平均株式数(株)	5,152,930	6,351,867
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(重要な訴訟事件等)

提出会社は、平成22年6月、公正取引委員会より、シャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為があるとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。

この排除措置命令及び課徴金納付命令については、その内容において提出会社と解釈が異なり、承服できないところがありますので、平成22年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、現在審判中であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月10日

東洋シャッター株式会社  
取締役会 御中

### 栄監査法人

代表社員 公認会計士 國分博史印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 小畑耕一印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。